

みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金交付要綱（案）

平成 26 年 4 月 28 日
商工観光労働部 オールみやざき営業課

（趣旨）

第 1 条 県は、宮崎県の工芸品の振興を図るため、予算で定めるところにより、県外見本市等への出展に取り組む工芸事業者及び団体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工芸品 熟練した技を必要とし、主として日常生活の用に供されるものであり、製造過程の主要部分が手工業的であるものをいう。
- (2) 事業団体 県内で工芸品を製造し、又は販売している工芸事業者が 3 者以上集まって組織された団体、グループ等をいう。
- (3) 県外見本市等 県外で開催される見本市、ギャラリー及び展示会など工芸品の販売及び PR の機会をいう。

（補助対象）

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を申請できる者は、県内で工芸品を製造し、又は販売している工芸事業者が 3 者以上集まって組織された事業団体とする。ただし、海外を対象とする事業については、単体でも申請することができる。

2 この補助金の対象となる事業は、県外見本市等への出展及び海外を対象とする事業とする。

3 同一の補助事業者が同一年度に申請できる事業は、一つとする。

4 補助金の交付を申請した者又は事業団体を組織する工芸事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は、これらの暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しているときは、補助金の交付対象とはならないものとする。

5 補助金の交付を申請した者又は事業団体を組織する工芸事業者が県税に未納があるときは、補助金の交付対象とはならないものとする。

6 補助金の交付を申請した者又は事業団体を組織する工芸事業者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

（補助対象経費及び補助率）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、次に掲げるとおりとする。た

だし、補助額は20万円を上限とする。

補助対象経費	補助率
県外見本市等への出展に要する経費のうち、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料作成費、通信費、通訳料（翻訳料を含む。）、消耗品費、雑役務費及び保険料	2分の1以内

2 国内の県外見本市等に出展する場合、前年度に、この要綱に基づく補助金の交付を受けて出展した県外見本市等と同一の県外見本市等へ出展する工芸事業者が事業団体の組織の中に含まれる場合の申請については、前項の規定にかかわらず、上限額を次のとおりとする。

- (1) 工芸事業者が1者含まれる場合 10万円
- (2) 工芸事業者が2者含まれる場合 5万円
- (3) 工芸事業者が3者以上含まれる場合 補助対象外とする。

3 海外を対象とする事業の場合、前年度までに、この要綱に基づく補助金の交付を受けた海外を対象とする事業と同一の事業に係る申請については、第1項の規定にかかわらず、上限額を次のとおりとする。

- (1) 2回目の場合 10万円
- (2) 3回目の場合 5万円
- (3) 4回目の場合 補助対象外とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (2) 特別徴収実施確認・開始誓約書

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るべきこと。

(3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更承認申請書等)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書(別記様式第5号)

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更で、規則第7条の規定により交付決定した補助金の額に変更のないものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

2 事業団体は、この補助金を請求しようとするときは、精算払請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 補助事業に関する実績報告(別記様式第7号)
- (2) 収支決算書(別記様式第8号)
- (3) 事業実施の成果を示す資料

2 第5条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別記様式第9号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて、仕入に係る消費税等

相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行し、平成21年度の予算に係るみやぎ工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行し、平成24年度の予算に係るみやぎ工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月28日から施行し、平成26年度の予算に係るみやぎ工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金から適用する。

別記

様式第1号（規則第3条関係）

事業計画書

1 補助事業の名称

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業の内容

（様式第1号の別紙のとおり）

4 補助事業開始及び完了予定期日

年 月 日 ～ 年 月 日

（注1）本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 1 号の別紙

(1) 申請者及び補助事業の内容

代表申請者	名 称： 代表者： 住 所： 電 話：
実施計画名	(出展する見本市等の名称が分かるよう計画名を記載)
事業内容	(補助事業の実施担当者名及び所属) 氏名：_____ 所属：_____ (事業概要)
事業の目的、 期待される効果 及び目標	
事業の実施日程	(開始予定) 年 月 日 (完了予定) 年 月 日
事業の実施場所	(場所名) (住所)

(2) 事業団体の詳細

		過去の補助金の 交付の有無、実績等
代表	名 称： 代表者： 住 所： 電 話：	
副代表	名 称： 代表者： 住 所： 電 話：	
	名 称： 代表者： 住 所： 電 話：	

(注1) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第2号（規則第3条関係）

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
自己調達資金等		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
計		

(注1) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

(3) 支出詳細

費 目	事業金額	経 費 内 訳	負担区分
			県補助金 要望額
合 計			

(注1) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第3号（第9条関係）

（文 書 番 号）

年 月 日

宮崎県知事 （氏 名） 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

年度みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金に係る補助事業
の内容の変更承認申請書

年 月 日付け 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金交付要綱第9条第1号の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の内容（様式第3号の別紙1及び別紙2を添付のこと）
- 3 変更の理由

（注）本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第3号の別紙1

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

(注1) 申請書の記載事項に準じて記載すること。

(注2) 補助事業の内容変更のうち、補助事業に要する経費の増減の場合には、この表を作成すること。

様式第3号の別紙2

変更申請に係る収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	変 更 前 予 算 額	変 更 後 予 算 額	差 引		備 考
			増	減	
県 補 助 金					
自己調達資金等					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	変 更 前 予 算 額	変 更 後 予 算 額	差 引		備 考
			増	減	
合 計					

様式第4号（第9条関係）

（文 書 番 号）

年 月 日

宮崎県知事 （氏 名） 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

年度みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金に係る補助事業
の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業
を下記の理由により中止（廃止）したいので、みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補
助金交付要綱第9条第2号の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 理 由

3 中止の期間（廃止の時期）

（注） 本様式は日本工業規格A4判とすること。

（文 書 番 号）

年 月 日

宮崎県知事 （氏 名） 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

年度みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金に係る補助事業
遅延等報告書

年 月 日付け 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業
に係る事故について、みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金交付要綱第9条第3
号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

（注1） 事故の理由を立証する書類を添付すること。

（注2） 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入する
こと。

（注3） 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第6号（第11条関係）

(文 書 番 号)
年 月 日

宮崎県知事（氏 名） 殿

住 所
名 称
代 表 者 印

年度みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け 号をもって交付確定の通知があった上記の補助金について、みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

1 交 付 確 定 額	円
2 請 求 額	円
3 残 額	円

(振込先)

振込先金融機関名	銀行／金庫	本支店
預貯金の種別	普通・当座・通知・別段（該当するものに○印）	
預貯金口座番号		
（フリガナ）		
預貯金口座名義		
金融機関に登録した住所〒		

(注) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

補助事業に関する実績報告

1 事業団体代表の名称・代表者氏名

2 事業内容

（実施計画名）

（事業実施担当者の氏名及び職業）

（具体的内容）

（実施場所）

（実施期間）

3 別に知事が定める資料

（注1） 事業ごとに一葉作成のこと。

（注2） 事業内容について報告書等があれば添付引用して差し支えない。

（注3） 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
県 補 助 金		
自己調達資金等		
合 計		

(2) 支出の部

費 目	当初又は変更後の 補助事業計画額	補助事業に要した経費 (実績額)	備 考
合 計			

(注1) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

(3) 支出詳細

費目	事業金額	経費内訳	負担区分
			県補助金 要望額
合計			

(注1) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第9号（第12条関係）

（文 書 番 号）

年 月 日

宮崎県知事 （氏 名） 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 号により交付決定通知のあったみやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金についてみやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け 号による確定通知額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注1） 別紙として積算の内訳を添付すること。

（注2） 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

（注3） 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

(参考様式第1号)

(文 書 番 号)

年 月 日

宮崎県知事 (氏 名) 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

補 助 金 等 交 付 申 請 書

みやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金交付要綱に基づく 年度みやざき
工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金については、 円を交付される
よう補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関
係書類を添えて申請する。

添付書類

- 1 事業計画書（別紙（様式第1号）のとおり）
- 2 収支予算書（別紙（様式第2号）のとおり）

(注1) 交付申請書に次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

(注2) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

(参考様式第2号)

(文 書 番 号)
年 月 日

宮崎県知事 (氏 名) 殿

住 所
名 称
代 表 者

印

年度補助事業実績報告書

年 月 日付け 号で交付決定のあったみやざき工芸品県外見本市等出展支援事業費補助金に係る補助事業については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第14条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

添付書類

別紙（様式第7号及び第8号）のとおり

(注1) 実績報告書に次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

(注2) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。